

第2回 群馬県道路除雪会議

日 時：平成26年8月28日（木）

10:00～11:30

場 所：群馬県庁28階218-A会議室

（前橋市大手町1-1-1）

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

関東地方整備局高崎河川国道事務所長

3. 規約の改正について

協議会規約（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料－1

4. 議事

（1）各地区部会の検討結果（中間報告）・・・・・・・・ 資料－2

（2）豪雪時における群馬県道路除雪行動計画 骨子（案）・ 資料－3

意見交換

（3）今後の進め方（スケジュール）・・・・・・・・ 資料－4

（4）その他

5. 閉 会

群馬県道路除雪会議 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「群馬県道路除雪会議」（以下、「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、群馬県内において現状の除雪体制の能力を超える大雪が発生した際に、効率的かつ迅速な道路除雪作業が行えるよう、県内の各道路管理者及び関係各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認するとともに、互いの情報を共有することにより、大雪発生時の迅速かつ確実な対応を図ることを目的として設置する。

（協議事項）

第3条 本会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- （1）各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制の検討
- （2）優先して除雪作業を行うべき区間の検討・設定
- （3）効率的な除雪作業を行うための通行規制区間、迂回路等の検討
- （4）道路管理者間の道路通行規制情報の共有
- （5）道路利用者等に対する情報提供の考え方の検討。
- （6）その他必要な事項。

（組 織）

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、群馬県内における各道路管理者及び警察、その他関係機関により組織するものとし、構成は「別紙-1」のとおりとする。

2. 会議には、会長1名、副会長1名を置くものとし、会長には国土交通省高崎河川国道事務所長、副会長には群馬県県土整備部道路管理課長を充てる。
3. 会議には、地域の特性を踏まえた計画を検討するための組織として「地区部会」を置くものとし、構成は「別紙-2」のとおりとする。

（地区部会）

第5条 地区部会は、部会長の招集により開催する。

2. 地区部会では、「会議」において調整、確認、決定された基本的な考え方、方針に基づき、各地区毎の実態を踏まえた計画の検討、調整を行い、「地区計画」として取りまとめるものとする。

（事務局）

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所道路管理第二課及び、群馬県県土整備部道路管理課に置く。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行うものとする。

（その他）

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成26年7月16日から施行する。

本規約は、平成26年8月 日 から施行する。（地区部会名簿の一部修正）

群馬県道路除雪会議 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	所長
副会長	群馬県県土整備部道路管理課	課長
	前橋土木事務所	所長
	高崎土木事務所	所長
	渋川土木事務所	所長
	藤岡土木事務所	所長
	富岡土木事務所	所長
	安中土木事務所	所長
	中之条土木事務所	所長
	沼田土木事務所	所長
	伊勢崎土木事務所	所長
	太田土木事務所	所長
	桐生土木事務所	所長
	館林土木事務所	所長
	東日本高速道路株式会社関東支社高崎管理事務所	所長
	東日本高速道路株式会社関東支社佐久管理事務所	所長
	東日本高速道路株式会社関東支社湯沢管理事務所	所長
	群馬県警察本部	交通部交通規制課長
	前橋市	建設部長
	高崎市	建設部長
	桐生市	都市整備部長
	伊勢崎市	建設部長
	太田市	都市政策部長
	沼田市	都市建設部長
	館林市	都市建設部長
	渋川市	建設部長
	藤岡市	都市建設部長
	富岡市	都市建設部長
	安中市	建設部長

群馬県道路除雪会議 名簿

	所 属	役 職
	みどり市	都市建設部長
	榛東村	建設課長
	吉岡町	産業建設課長
	上野村	振興課長
	神流町	産業建設課長
	下仁田町	産業振興課長
	南牧村	振興整備課長
	甘楽町	振興課長
	中之条町	建設課長
	長野原町	建設課長
	嬭恋村	建設課長
	草津町	愛町部土木課長
	高山村	農政課長
	東吾妻町	建設課長
	片品村	農林建設課長
	川場村	田園整備課長
	昭和村	建設課長
	みなかみ町	地域整備課除雪センター長
	玉村町	都市建設課長
	板倉町	都市建設課長
	明和町	経済建設課長
	千代田町	建設水道課長
	大泉町	都市建設部長
	邑楽町	都市建設課長
	群馬県建設業協会	会長
	東京電力株式会社	配電サポートグループ制御担当課長
	NTT東日本株式会社	設備部災害対策室長
事務局	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所 道路管理第二課	
	群馬県県土整備部 道路管理課	

群馬県道路除雪会議 地区部会 名簿

地区名		所 属	役 職
前橋	部会長	群馬県前橋土木事務所	副所長
		群馬県警察前橋警察署	交通課長
		群馬県警察前橋東警察署	交通課長
		国土交通省高崎河川国道事務所	前橋出張所長
		国土交通省高崎河川国道事務所	桐生国道維持出張所長
		前橋市	建設部道路管理課 課長補佐(兼)工務第一係長
		群馬県建設業協会前橋支部	支部長
高崎	部会長	群馬県高崎土木事務所	副所長
		群馬県警察高崎警察署	交通第一課長
		国土交通省高崎河川国道事務所	前橋出張所長
		国土交通省高崎河川国道事務所	碓氷出張所長
		高崎市	建設部管理課長
		群馬県建設業協会高崎支部	支部長
桐生	部会長	群馬県桐生土木事務所	技術次長
		群馬県警察桐生警察署	交通課長
		国土交通省高崎河川国道事務所	桐生国道維持出張所長
		桐生市	都市整備部土木課維持係長
		みどり市	建設課長補佐
		群馬県建設業協会桐生支部	支部長
伊勢崎	部会長	群馬県伊勢崎土木事務所	技術次長
		群馬県警察伊勢崎警察署	交通課長
		国土交通省高崎河川国道事務所	桐生国道維持出張所長
		伊勢崎市	建設部道路維持課維持係長
		玉村町	都市建設課工務係長
		群馬県建設業協会伊勢崎支部	支部長
太田	部会長	群馬県太田土木事務所	副所長
		群馬県警察太田警察署	交通課長
		国土交通省高崎河川国道事務所	桐生国道維持出張所長
		太田市	道路整備課長
		太田市	地域整備課長
		群馬県建設業協会太田支部	支部長

群馬県道路除雪会議 地区部会 名簿

地区名		所 属	役 職
沼田	部会長	群馬県沼田土木事務所	技術次長
		群馬県警察沼田警察署	交通課長
		国土交通省高崎河川国道事務所	沼田維持修繕出張所長
		沼田市	都市建設部建設課長
		片品村	農林建設課長補佐
		川場村	補佐兼建設係長
		昭和村	建設課 課長補佐
		みなかみ町	地域整備課 除雪センターGL
		群馬県建設業協会沼田支部	支部長
館林	部会長	群馬県館林土木事務所	技術次長
		群馬県警察館林警察署	交通課長
		群馬県警察大泉警察署	交通課長
		館林市	都市建設部道路河川課維持係長
		板倉町	都市建設課計画管理係長
		明和町	経済建設課建設係長
		千代田町	土木管理係長
		大泉町	土木課土木係長
		邑楽町	都市建設課管理係長
		群馬県建設業協会館林支部	支部長
渋川	部会長	群馬県渋川土木事務所	技術次長
		群馬県警察渋川警察署	交通課長
		国土交通省高崎河川国道事務所	前橋出張所長
		国土交通省高崎河川国道事務所	沼田維持修繕出張所長
		渋川市	建設部土木管理課維持係長
		榛東村	建設課主任
		吉岡町	産業建設課用地管理室係長
		群馬県建設業協会渋川支部	支部長
藤岡	部会長	群馬県藤岡土木事務所	技術次長
		国土交通省高崎河川国道事務所	碓氷出張所長
		群馬県警察藤岡警察署	交通課長
		藤岡市	都市建設部土木課道路管理係長
		上野村	振興課係長
		神流町	産業建設課 課長補佐
		群馬県建設業協会藤岡支部	支部長

群馬県道路除雪会議 地区部会 名簿

地区名		所 属	役 職
富岡	部会長	群馬県富岡土木事務所	技術次長
		群馬県警察富岡警察署	交通課長
		富岡市	都市建設部道路建設課長
		下仁田町	産業振興課 係長
		南牧村	振興整備課主幹
		甘楽町	振興課 補佐兼都市計画係長
		群馬県建設業協会富岡支部	支部長
安中	部会長	群馬県安中土木事務所	技術次長
		群馬県警察安中警察署	交通課長
		国土交通省高崎河川国道事務所	碓氷出張所長
		安中市	土木課長
		群馬県建設業協会安中支部	支部長
中之条	部会長	群馬県中之条土木事務所	技術次長
		群馬県警察吾妻警察署	交通課長
		群馬県警察長野原警察署	交通課長
		中之条町	建設課 管理係長
		長野原町	建設課 管理国土調査係長
		嬭恋村	建設課 土木係長
		草津町	愛町部土木課 課長補佐
		高山村	農政課 建設係長
		東吾妻町	建設課 補佐
		群馬県建設業協会吾妻支部	支部長

第1回地区部会開催状況

1). 第1回地区部会開催状況一覧

第1回地区部会開催状況一覧

	地区	開催日
01	前橋	平成26年8月1日 (金)
02	高崎	平成26年8月11日 (月)
03	渋川	平成26年7月30日 (水)
04	藤岡	平成26年8月7日 (木)
05	富岡	平成26年8月7日 (木)
06	安中	平成26年8月12日 (火)
07	中之条	平成26年8月7日 (木)
08	沼田	平成26年8月11日 (月)
09	伊勢崎	平成26年8月7日 (木)
10	太田	平成26年8月1日 (金)
11	桐生	平成26年8月19日 (火)
12	館林	平成26年8月7日 (木)

1. 異常豪雪時の体制に係る基本事項の確認

1). 本会議確認事項を適用する基準の設定

主な意見

1). 本会議確認事項を適用する基準に関する意見

- ①気象庁の大雪警報（平地：30cm/日、山地：100cm/日）を判断基準とする
- ②管内には平地部から山間部まであり、一律で異常時を決めることは困難であるため、都市部と郊外部で基準を分ける必要があるのではないか
- ③「大雪に関する群馬県気象情報」で注意報・警報レベルの積雪量が見込まれたとき
- ④時間降雪量10cm、連続降雪70cm以上が想定されるとき
- ⑤大雪警報発令時で以下の条件のいずれかを満たす場合
 - ア) 積雪が20cmを超えた場合（←測定方法等は要検討）
 - イ) 交通に著しい障害が発生すると予想される場合
 - ウ) 優先除雪路線を担当する除雪業者から要請があった場合
 - エ) その他、土木事務所長が必要と認めた場合

2). その他

- ①大雪時だけでなく、通常積雪時でも初動体制の再確認が必要

2. 除雪機械及びオペレーター等の配備実態の把握

1). 除雪機械の増強及び効率的配置の検討

主な意見

1). 除雪機械の増強及び効率的配置の検討に関する意見

- ①山手は機械が集中しているが、市街地は配備されていない
- ②道路管理者の貸与やリースなどによる配備強化が必要
- ③通常降雪時での除雪体制・機械の配備も必要

2). 除雪機械のオペレーター、人材確保状況の把握

主な意見

2). 除雪機械のオペレーター、人材確保状況の把握に関する意見

- ①市街地は除雪に参加していない業者もあるため、人材を掘り起こせる可能性がある
- ②各会社にはだいたいオペレーターがいるが、外注のみの会社はオペレーターがいない可能性もある
- ③除雪機械が限られている上、複数の道路管理者と契約しているため実際に稼働できる機械が少ないケースがある

3. 効率的な除雪体制確保のための対応

1). 優先して除雪すべき路線の設定

主な意見

1). 優先して除雪すべき路線の設定に関する意見

- ① 緊急輸送道路、県優先道路、市町村優先道の順位で優先区間をつける
- ② 国道、県道の緊急輸送路は優先区間に位置づける
- ③ 緊急輸送道路をベースに優先度を設定するが、地域の実情に応じ、災害医療拠点や総合病院等も勘案して設定する
- ④ 除雪の優先順位は、以下を想定するが、優先すべき特段の理由がある場合には、その他優先道路でも緊急輸送道路より優先させる場合がある
第1次緊急輸送道路 > 第2次緊急輸送道路 > 第3次緊急輸送道路
> 市町村地域防災計画路線 > 県のその他優先道路 > 町村その他優先道路
- ⑤ 県管理道路は緊急輸送道路を基本として、それを補完する南北および東西の主要幹線道路を設定し、市町村管理道路は、これらに接続する主要道路で、主に防災拠点へのルートや住宅密集地区内の主要道路を設定

2). その他

- ① 優先して除雪する区間を設定することは、除雪機械が大幅に増加できないならば従来より除雪が遅れる区間ができることになる

3. 効率的な除雪体制確保のための対応

2). 管理者の垣根を越えた除雪範囲の設定

主な意見

2). 管理者の垣根を越えた除雪範囲の設定に関する意見

- ① 通常の降雪状況では、各道路管理者が従来どおりの除雪を実施し、大雪時には、各管理者が優先区間を除雪する体制をとる
- ② 管理道路の除雪費用は、それぞれの管理者が負担する
- ③ 県と市町村が同じ業者と契約している場合は、作業効率を考慮し作業区間が隣接するよう調整する
- ④ 優先路線同士を除雪経路に組み入れるなどの効率化を検討する
- ⑤ 応援で不慣れな地域での作業時の燃料補給や除雪機械修理の手配が難しいので配慮願いたい
- ⑥ 各道路管理者の優先道路を重ねた図を作成し、優先道路の調整、業者割り振りを行う
- ⑦ 降雪時の1次除雪は各道路管理者が行い、さらに、2次除雪の必要がある場合には、道路管理者の判断により、応援受け持ち業者へ連絡し応援を受ける
- ⑧ 災害協定業者が渋滞により現地までたどり着けなかった。

3. 効率的な除雪体制確保のための対応

3). 除雪レベルの設定

主な意見

3). 除雪レベルの設定に関する意見

- ①優先道路において対面通行が可能な状態を基本とし、右左折による渋滞が懸念される幹線交差点等、拡幅除雪が必要な箇所について検討する
- ②各道路管理者が1次除雪（降雪が終った段階で片側1車線の除雪（確保ではない）を行った状況）を行い、その後、道路管理者の判断により必要に応じて、応援業者による2次除雪（右折レーン確保も含めた拡幅除雪）を実施する
- ③大雪時は1.5車線（1車線+待避所）の1次除雪までとし、それ以降は各管理者が実施
- ④優先路線の2車線確保（相互通行）ができた段階で通常除雪に切り替え、その後の交差点の右折レーン確保や排雪などは、各道路管理者で対応する
- ⑤1次除雪では、片側1車線及び主要交差点の右折車線確保を基本とし、その後、拡幅除雪、右折車線の確保（1次除雪対応箇所以外）を実施。歩道除雪は、基本的に通常除雪体制により実施する。
- ⑥順序立てた除雪レベル設定を行い、それを県民にも周知して理解と協力を得る

3. 効率的な除雪体制確保のための対応

4). 除雪作業のための通行規制

主な意見

4). 除雪作業のための通行規制に関する意見

- ①事前通行止め箇所を設定する必要がある
- ②効率的な除雪実施のため、区間及び期間、時間を決めた通行車両の排除計画を検討
- ③2次除雪に伴う通行止めや迂回路等は、各道路管理者が適宜判断したい
- ④規制にあたり随時警察との連絡調整を行う
- ⑤あらかじめ通行規制する区間は設定しない
- ⑥除雪作業の効率化のために一定区間を一時通行規制をかけるのはやむを得ない
- ⑦状況に応じて必要な通行規制を実施する

4. 雪捨て場の事前確保

1). 雪捨て場の確保

主な意見

1). 雪捨て場の確保に関する意見

- ①昨年度使用した雪捨て場の他にも雪捨て場を確保した (運用については今後検討)
- ②町村、建設業者からの情報収集により雪捨て場を確保
- ③県と町村での共同利用
- ④今後調整を行い、雪捨て場を確保する
- ⑤河川敷、沼などを中心に抽出した (使用可否については関係機関と協議中)
- ⑥河川敷の使用手続きを県内統一してほしい

5. 道路利用者等への情報提供

1). 情報提供内容の調整

主な意見

1). 情報提供内容の調整に関する意見

- ①広域的な対応が必要なため、県全体で統一的な運用を行うことが望ましい
- ②通行止め、渋滞、迂回道路等の情報提供が必要
- ③注意喚起を徹底する（外出注意、スノータイヤの徹底等）
- ④群馬県で各土木事務所や市町村、国の状況等の情報を集約し、統一して情報発信
- ⑤除雪に対する協力依頼（民家入り口への雪のかき寄せ、民地の雪を道路に出さない）
- ⑥車の冬用装備点検、降雪時の早期チェーン装着等、雪道に対する備えの事前広報
- ⑦県や地区で決めた方針を積極的に県民に周知することが必要。住民は事情がわからないために苦情となる。土木事務所できちんと仕切ってもらいたい
- ⑧事前周知の徹底：事前規制情報、冬装備、外出を控える、トラック協会への働きかけ
- ⑨リアルタイム情報提供：気象情報、道路情報、外出を控えるお願い等が必要
- ⑩事前広報（除雪協力依頼）とリアルタイム広報（除雪状況、降雪状況、通行規制状況）
- ⑪スタッドレスタイヤ等使用の事前周知と道路の除雪作業状況
- ⑫除雪情報の提供は作業効率への影響を考慮して行う（6時間毎など）

5. 道路利用者等への情報提供

2). 情報提供方法の検討

主な意見

2). 情報提供方法の検討に関する意見

- ①ラジオ、テレビのローカル局、各機関HP、カーナビの他、広報車、フェイスブック、ツイッター、スマホアプリ等によるリアルタイム情報の発信
- ②通行止め等の情報は、警察署を通じて道路情報センターへ
- ③カーナビに情報が反映できるVICS情報への情報提供
- ④豪雪時における市町村の防災無線での情報提供 (通行止め、除雪作業状況等)
- ⑤市町村の広報誌等で事前通行止め箇所、除雪に対する協力依頼、雪道への備え等の事前広報
- ⑥異常時の対応として決めたことについては、ハザードマップのように每户配布等の手段により知らせておくことが重要
- ⑦冬期交通注意のチラシ配布、警察からの配布要請 (交通講話、交通運動時の配布)
- ⑧各自の広報ツール・手法の共有化
- ⑨一般市民へ情報提供できるシステムを全県的に検討する必要がある
- ⑩市町村のHPに県や国のHPのリンクを貼るなど、検索者が利用しやすい環境が必要

6. 関係機関との連携強化

1). 情報連絡・調整窓口の確認・共有

主な意見

1). 情報連絡・調整窓口の確認・共有に関する意見

- ①広域的な対応が必要なため、県全体で統一的な運用を行うことが望ましい
- ②NTT回線混雑時でも繋がる回線の用意や携帯電話等の必ず繋がる連絡先の共有が必要
- ③人事異動を考慮し、窓口は役職指定とし、各機関毎の窓口を一本化する
- ④事務局で連絡表を作成し、構成員へ送付
- ⑤土木事務所と各市町村、建設業協会支部の連絡窓口については、会議案内を送付した先を窓口とする
- ⑥警察については文書等の連絡は持参によることとし、緊急の場合は電話にて連絡する
- ⑦指揮系統の一本化を図る
- ⑧除雪状況の情報共有を行う
- ⑨除雪業者については、地域毎に代表会社を決め、その会社を通じて各社への連絡する体制を整える
- ⑩各道路管理者同士が必ず連絡をとれる番号を確認し、必ず情報伝達、共有ができるように調整する必要がある
- ⑪各自治体も窓口を一本化し、苦情や通行規制などの情報が錯綜しないよう、情報の集約と整理をする必要がある

6. 関係機関との連携強化

2). 一般道と高速道路との連携

主な意見

2). 一般道と高速道路との連携に関する意見

- ①警察と高速隊が情報共有し、関係機関と連携
- ②高速道路の除雪については、建設業協会支部において関わっていないが、高速道路が通行止めになると一般道の交通量が増加することとなり影響が大きい
- ③高速道路より早く一般道を規制したい (一般道に車が集中してしまう)
- ④高速道路と一般道路とで相互に区間毎の除雪時間と規制時間の調整をできないか
- ⑤高速道路の通行止め、解除に際し、周辺の道路管理者との調整をしっかりとしてほしい
- ⑥高速道路の通行止め時は、料金所から接続する県道までの間を開通時にNEXCOに除雪してもらいたい
- ⑦東北道は、接続箇所までがNEXCO管理となるため問題なし
- ⑧事前確認および大雪時での連絡体制整備 (連絡網で整備)

6. 関係機関との連携強化

3). 関係機関との合同訓練

主な意見

3).関係機関との合同訓練に関する意見

- ①大雪体制移行段階の情報やりとり等の訓練が必要 (体制の確認と情報一元化の確認)
- ②連絡網の系統の確認
- ③連絡訓練、チェーン規制実施時等におけるチラシ配布等の啓蒙活動が可能
- ④訓練の必要性は高く、参加したいが、実践的な訓練は難しいのではないか
- ⑤クレーム対応訓練、伝達演習くらいは必要ではないか
- ⑥体制が整備されたら実施

7. その他

1). 通行車両に対する冬装備車両規制

主な意見

1). 通行車両に対する冬装備車両規制に関する意見

- ①新潟県のような県条例 (スノータイヤ未整備による罰則) を検討してはどうか
- ②路上に雪がある区間とない区間が混在する場合、罰則を適用し処罰することは、現実的には困難である
- ③処罰に至らなくても、雪道をノーマルタイヤで走行することに罰則があることを周知するだけでも効果はあると思われる
- ④「除雪=ノーマルタイヤで走れるようにすること」と勘違いしている人もいるため、除雪は冬用タイヤやチェーン装着で走行できるようにすることである旨の周知を図る
- ⑤条例等による規制強化ができないか
- ⑥通行規制等の状況に応じて警察に協力を依頼する
- ⑦規制は難しいが、冬装備が必要であることを様々な手段で周知する
- ⑧大雪時の規制は、現実的に不可能なので、事前周知が重要
- ⑨隣接県側も含めて警察等と車両規制について、今後検討する必要がある

7. その他

2). 通行止め規制実施に伴う待機スペース等の確保

主な意見

2). 通行止め規制実施に伴う待機スペース等の確保に関する意見

- ① 主要交差点部における対応の検討が必要
- ② 道の駅、沿道に駐車場を有する大型スーパー等に協力を依頼し、駐車スペースを確保
- ③ 現状では難しいため、要検討
- ④ 待避スペースの確保は困難であるため、Uターンスペースを確保する
- ⑤ 放置車両対策が必要である
- ⑥ 除雪作業の際、待機スペースを確保するよう留意する

7. その他

3). 除雪機械の不足に対する対応

主な意見

3). 除雪機械の不足に対する対応に関する意見

- ①緊急時には、ナンバーなしの車両を活用することを検討する（県統一方針が必要）
- ②ナンバーのない重機でも、2次除雪の拡幅除雪（排雪作業）を工事現場扱いとすれば、道路交通法の網から外れる。また、採石場等で使用しているナンバーのない機械でも市町村の発行する仮ナンバーで移動できる
- ③除雪機械の新車が購入できるよう、積雪寒冷地の見直し等、制度の改善を国に要望
- ④各道路管理者の除雪の技術力向上を図り、少ない機械でどう対応するか検討が必要
- ⑤豪雪時にも対応できるシミュレーションを実施し、除雪機械の確保と除雪体制強化を国交省へ要望する。最低でも通常の除雪ができる体制を今冬までに確保すること
- ⑥一定量および期間の仕事として工事が受注できる見込みがあれば、オペレーターも機械も準備できないことはないが、1年、2年のみでは体制を確保し続けるのは困難
- ⑦路上の除雪については、オペレーターの交代要員がいないとつらい
- ⑧オペレーターの維持や育成について、資格取得者の増員、資格取得に対する助成、演習（実習）の場等を県で対応してもらいたい
- ⑨道路使用許可、ナンバーなし車両の支部からの一括事前申請を検討する。緊急時は事後申請も可能である
- ⑩それぞれの機械保有台数を把握し、効率的な運行計画と指示体制を整えた方が良い
- ⑪建設業協会員以外の機械の調査が必要

7. その他

4). 除雪作業による道路損傷対応

主な意見

4). 除雪作業による道路損傷対応に関する意見

- ①事務所毎ではなく県全体で統一的行うことが望ましい
- ②著しい過失がない限りは、道路管理者が対応すべき
- ③通常の除雪では、除雪契約で委託業者が補修を行うこととなっている。応援業者が破損した場合も、その路線担当業者と応援業者で協議し、補修を行う
- ④基本的には業者負担
- ⑤不可抗力による損傷がほとんどである。復旧等は、状況に応じて協議する
- ⑥シーズン前点検、春先現場確認、県または市町村と業者で協議し、施設を修繕
- ⑦異常豪雪時に応援で除雪した場合の損傷対応は、道路管理者の負担とした方がよい
- ⑧県道の場合は、県が対応すべき
- ⑨民間の損害もあるかもしれないため、除雪作業の保険制度を作れないか
- ⑩原則は道路管理者対応だが、民地内のものの損傷等は業者対応になるケースもある

4. (2) 豪雪時における群馬県道路除雪行動計画 骨子 (案)

資料-3

【1. 目的】

- H26.2.14に発生した記録的な豪雪時には、国道18号碓氷バイパスの通行止めをはじめ道路交通網の寸断により県内外の社会・経済活動に多大なる影響
- 今後同様の豪雪の際には道路管理者、建設業界、警察などが連携して対応し、社会・経済活動への影響を最小限とするための行動計画を予め策定

【2. 行動開始の目安(基準)】

- 大雪警報が発令され、県内の広範囲にわたり交通障害発生が予想される場合

関係機関は道路除雪行動計画に基づき対応

【3. 道路除雪行動計画(案)】

(1) 除雪機械、オペレータの確保

- ①管理者に囚われない地区設定
- ②積雪地域からの配置換え
- ③県外からの支援
- ④通常除雪体制の強化
- ⑤迅速な除雪作業の開始

(2) 雪捨て場の事前確保

- ①河川敷き、公園敷地の事前選定
- ②手続きの簡素化

(3) 放置車両/道路損傷対策など

- ①放置車両対策
- ②道路損傷に係る管理者の責務
- ③委託経費

(4) 優先確保路線の設定

- ①早めの通行止め措置
目安の共有、チェーン規制(警察)、迂回路/待避所の設定
- ②優先確保路線
12地区で個別に設定(隣接部は別途調整)
(1車線確保→2車線確保→交差点→歩道)の時間軸の設定

(5) 情報提供の充実

- ①緊急事態の告知
不要不急の外出自粛の呼びかけ
- ②管理者情報の共有化
道路交通情報センターの提供
- ③道路情報板、HP、ツイッター
提供内容の事前確認
- ④その他
防災無線、安心メールとの連携

(6) その他

- ①利用者への啓蒙
関係機関による想定訓練、冬タイヤ/チェーン装着の協力要請
- ②立ち往生車両を防ぐ対応
事前通行規制の実施地域道路利用者への啓蒙
- ③他の建設機械の活用
- ④研修の参加

「道路除雪行動計画」の公表・周知により県民・道路利用者等への理解・協力の促進

4. (2) 豪雪における群馬県道路除雪行動計画 骨子(案) 参考資料 参考3)

目的：豪雪時に関係機関が連携し、影響を最小限とするための行動計画を予め策定

本会議確認事項を適用する基準の設定(行動開始の目安)

【計画(案)の概要】

1) 気象庁の大雪警報による基準

- ・大雪警報が発令された場合に警戒体制へ移行

参考：群馬県における大雪警報の発令基準および発令状況

山地：24時間降雪の深さ100cm、平地：24時間降雪の深さ30cm

年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
発令回数	0	1	3	0	0	1	4	0	1	0	2

出典：前橋地方気象台

※H26は1月から7月までの警報発令回数である

【その他の設定例】

2) 指定雪量観測点の警戒積雪深による基準

- ・指定雪量観測点(群馬県内3カ所)の1/2以上が警戒積雪深に達した場合に警戒体制へ移行

参考：群馬県における指定雪量観測点と警戒積雪深(平成25年度)

利根郡片品村：80cm、利根郡みなかみ町：80cm、吾妻郡草津町：95cm

3) 管内の雪量観測所の警戒積雪深による基準

- ・管内の雪量観測所(群馬県内4カ所)の1/2以上が警戒積雪深に達した場合に警戒体制へ移行

参考：群馬県内の気象庁観測所における積雪深

地区名	最深積雪の平均		既往最深積雪	50年に1度の最深積雪(参考)	H26.2.14豪雪
	過去5年	観測開始から			
前橋	7.8	9.8	37.0	31.0	73
藤原	199.0	208.5	301.0	350.0	165
みなかみ	141.8	153.3	275.0	281.0	138
草津	101.8	97.4	136.0	162.0	148

単位：cm

出典：気象庁HP

※警戒積雪深：過去5ヶ年以上の各年の最高積雪深の累計平均値

1. 除雪機械及びオペレーターの確保

【現状と課題】

- ・県内の除雪機械およびオペレーター数では、豪雪時の除雪対応が困難

【計画(案)の概要】

1) 管理者にとらわれない除雪地区の設定

- ・各道路管理者が協議調整の上、管理者の垣根を越えた効率的除雪を実施
効率的な除雪作業を考慮し、隣接する他の道路管理者を含めた除雪エリアを設定

2) 積雪地域からの機械配置換え

- ・除雪機械が不足する県南部地域への機械の配置替え、応援体制を検討
積雪状況により、地域間での除雪機械の柔軟な配置・応援体制を事前に検討

3) 県外からの支援

- ・隣接県と接続する道路等の除雪について応援体制の調整
隣接県である新潟県や長野県への支援除雪機械とオペレーターの派遣を依頼
各自治体の災害協定などの活用

4) 通常除雪体制の強化

- ・各道路管理者が契約する除雪会社(機械)が重複(除雪機械の増強が必要)
除雪会社(機械)の重複を考慮した除雪機械の増強を進める(道路管理者の官持ち機械も考慮)

5) 迅速な除雪作業の開始

- ・気象の変化等に対応した除雪作業を迅速・効率的に実施するための待機・パトロール
除雪作業の実施に伴う待機指示基準等の考え方を事前に検討

2. 雪捨て場の事前確保

【現状と課題】

- ・雪捨て場が確保されていないため、排雪作業の着手が遅延

【計画(案)の概要】

1) 雪捨て場候補地の事前選定

- ・道路用地、公園、河川敷等の公的空きスペースを雪捨て場として事前選定
道路管理者自らが確保可能な箇所、及びその他施設等から事前に選定

2) 手続きの簡素化

- ・有事の際の迅速な対応のため手続きの簡素化を検討
施設管理者との事前調整により、有事の際の手続き簡素化(協定、覚書など)

3. 放置車両／道路損傷対策など

【現状と課題】

- ・放置車両による除雪作業への悪影響、除雪作業中の事故等に伴う補償問題

【計画(案)の概要】

1) 放置車両対策

- ・除雪作業の支障となる放置車両、スタック車両の排除
警察との連携強化、及び改正「災害対策基本法」の適用について検討

2) 道路損傷に係る管理者の責務

- ・除雪作業に伴う道路損傷に対する道路管理者の対応
不慣れな道路における除雪作業での道路損傷に対する対応方針を検討

3) 委託経費

- ・道路管理者の垣根を越えた除雪実施の際の費用負担方法
原則として道路管理者がそれぞれ負担(例：作業延長による按分)

4. 優先確保路線の設定

【現状と課題】

- ・除雪の優先性に関するルールがないため、効率的な除雪を行うことができない

【計画(案)の概要】

1) 優先除雪路線

- ・優先すべき路線・区間を事前に設定(12地区の検討を踏まえ除雪会議で決定)

緊急輸送道路をベースとして、各地区の事情等を考慮し設定

第一次緊急輸送道路→第二次緊急輸送道路→第三次緊急輸送道路

→市町村地域防災計画路線→県のその他優先道路→市町村その他優先道路

- ・交通状況、優先度等に応じた除雪レベルを設定

地区の状況を踏まえた除雪レベルを設定

→(1車線+待避所確保)(すれ違い可能) →2車線→交差点(右折レーン)

→歩道等への展開

2) 早めの通行止め措置

- ・豪雪時に通行止めを実施して除雪を行う区間を事前に想定し設定・共有

管理者間で通行止め目安・規制区間等を共有、冬タイヤ/チェーン装着の指導(警察の協力)

通行止め、チェーン規制の区間と実施基準を道路管理者と警察、地域で共有

- ・通行止め実施区間の迂回路/転回所の設定

積雪時通行規制を円滑に実施するための迂回路、転回所箇所を事前に選定し設定

5. 情報提供の充実

【現状と課題】

- ・降雪、通行止め等の情報提供ルールが不十分

【計画(案)の概要】

1) 緊急事態の告知(事前周知の徹底)

- ・豪雪時の不要不急の外出自粛の呼びかけ、注意事項の事前周知
各管理者が運用する、様々な情報ツールを活用したリアルタイム情報の発信
広報誌、チラシ→豪雪時外出自粛、除雪作業への協力依頼、雪道への備え等を事前周知

2) 道路情報板、HP等の活用(リアルタイム情報の提供)

- ・情報提供手法毎に提供内容の事前設定
道路情報板 →路面状況(凍結・積雪)、除雪作業による交通規制・通行止めの情報提供
ホームページ →気象情報、除雪作業状況、通行規制の情報提供と更新
ツイッター(個別の情報発信) →除雪作業状況、避難所に関する情報提供
災害時情報提供サービス →通行規制、交通渋滞等に関する詳細情報(日本道路交通情報センター)

3) 管理者情報の共有化

- ・各道路管理者、関係機関の情報連絡窓口の確認と連絡体制の確立
関係各機関の情報連絡窓口を一本化し情報集約 →情報共有

4) その他

- ・防災無線、安心メールとの連携
自治体の防災無線や県警で配信の安心メールを活用した、豪雪の注意喚起、通行規制情報を提供

6. その他

【現状と課題】

- ・効率的な除雪の実現のためには、地域、道路利用者の理解・協力が不可欠
- ・立ち往生車両の発生を防ぐ対応が想定されていない

【計画(案)の概要】

1) 地域・道路利用者への啓蒙

- ・関係機関による合同訓練の実施と道路利用者等への啓蒙

豪雪時を想定した関係機関合同訓練の定期開催(年1回降雪期前)

訓練実施と合わせて地域、道路利用者等への除雪作業に対する協力の啓蒙

- ・冬タイヤ/チェーン装着の協力要請

チラシや自治体広報誌等の配布により、地域住民等への冬タイヤ装着意識の向上

- ・間口の除雪は地域住民の理解と協力要請

除雪機械が通った後の玄関先や車庫前に残った雪は沿道住民に除雪協力を要請

2) 立ち往生車両の発生を防ぐ対応

- ・事前通行規制の実施、地域・道路利用者への啓蒙

事前通行規制や地域・道路利用者等への事前広報等により、立ち往生車両の発生を防止

立ち往生車両が発生した場合に備えた、支援内容、方法等について事前に検討

3) 他の建設機械の活用

- ・除雪専用機械が十分配置されていないため、一般建設機械を活用した除雪の実施

4) 研修への参加

- ・オペレータの技術向上を図るため、実施研修を行いノウハウを継承

除雪未経験者を対象とした、熟練オペレータによる講習会等の実施による技術の継承を進める

群馬県道路除雪会議スケジュール(案)

